

林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に規定する行政処分を行うかどうか、又はどのような内容の処分とするかについての基準を定めることにより、公正かつ適切な行政処分の実施を確保するとともに、行政処分を行った事実の公表に関して必要な事項を定めることにより、林地開発行政の一層の透明性の向上を図ることを目的とする。

(対象となる行政処分)

第2条 この指針の対象となる行政処分は、次の各号に掲げる不利益処分とする。

- (1) 法第10条の3の規定による中止命令及び復旧命令
- (2) 法第10条の2第1項の許可を受けた者に対する当該許可の取消し

(処分基準)

第3条 知事は、林地開発行為者が次表の右欄に掲げる処分基準のいずれかに該当するときは、同表の左欄に掲げる行政処分を行うものとする。ただし、森林の有する公益的機能の維持に支障がないと認められ、かつ、行政指導によって林地開発行為者の適正な措置その他改善が可能と見込まれるときは、行政処分を行わないことができる。

行政処分	処分基準
開発行為の中止、 復旧命令	① 法第10条の2第1項の許可を受けずに実施している開発行為 ② 法第10条の2第4項の許可に附された条件に違反して実施している開発行為 ③ 偽りその他不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けて実施している開発行為
許可の取消し	① 法第10条の3の規定による命令に違反した者 ② 偽りその他不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けた者 ③ その他欠格事由に該当する者

(行政処分の公表)

第4条 知事は、前条の行政処分を行ったときは、次に掲げる事実を公表するものとする。ただし、当該事実が情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は、当該情報を公表しないものとする。

- (1) 行政処分の対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行政処分を行った日（以下「処分日」という。）
- (3) 行政処分の内容
- (4) 行政処分の履行期限又は履行期間
- (5) 行政処分の根拠法令

(6) 行政処分の原因となった事実

- 2 前項の規定による公表は、別紙様式により県自然保護課のWebサイトに掲載する方法（報道機関への発表を含む。）によって行うものとする。
- 3 第2項の規定による公表の期間は、次表のとおりとする。ただし、知事は、行政処分を行った時点で、当該行政処分の対象者が捜査機関による捜査の対象となっている場合には、捜査機関と協議の上、公表の時期を定めるものとする。

行政処分の名称	公表の期間
開発行為の中止，復旧命令	処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間
許可の取消し	処分の翌日から起算して5年が経過する日までの期間

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式

行政処分の公表

下記のとおり、森林法（以下「法」という。）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

- 1 対象者の氏名及び住所
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住所又は所在地
- 2 行政処分を行った日
- 3 行政処分の内容
- 4 行政処分の履行期限または履行期間
- 5 行政処分の根拠法令
- 6 行政処分の原因となった事実